

中小企業のホームページ作成・変更費用補助

対象
区内の中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号に規定する営業を行う者を除く)
◎創業枠は区内で創業して1年未満の中小企業者(創業予定の場合、当補助金の申請日から3か月以内に登記簿謄本または個人事業の開業届出書の写しを提出できる者)

◎過去にこの補助金の交付を受けたことがある企業は、受けることができません。
補助対象経費
・新規にホームページを作成するための費用
・既に開設しているホームページを変更する場合の変更費用(一般枠のみ対象)
◎申請時にホームページ作成(変更)前であること、申請年度内に事業が完了することが要件です。

補助金額
・一般枠 経費の2分の1、限度額5万円まで
・創業枠 経費の3分の2、限度額6万円まで
◎1,000円未満の端数は切り捨て
補助予定件数(抽選)
・一般枠 20件
・創業枠 5件
必要書類
申請書、ホームページ作成事業計画書、企業概要、見積書、ホームページの写し(変更の場合のみ)
◎創業枠を申請する場合は、上記に加え、登記簿謄本の写しまたは税務署への開業届の写し(創業予定

者は申請日から3か月以内に提出)
◎申請書は区HPからダウンロードできます。
■4月17日～5月8日(必着)までに必要書類を☎に郵送
抽選結果
5月下旬までに郵送でお知らせします。当選した場合は決定通知を送りし、当選しなかった場合は申請書をお返しします。
◎一般枠については、7月と9月にも募集をします。
☎商工観光課中小企業振興係
☎(3546)5487

凡例
☎問い合わせ(申込)先
HPホームページ
Eメールアドレス
※費用の記載がないものは無料

あなたのご意見・ご提案をお寄せください

区政に対するご意見ご要望などをお聴きする「区長への手紙」、区政への独創的なアイデアを募集する「区政への提案」を実施しています。

区長への手紙

皆さんからの区政に対する声を「区長への手紙」として受け付けています。区HPから専用入力フォームを利用して投稿する他、区施設の窓口などに備えてある広聴はがき、ファクス、区役所、日本橋・月島特別出

張所1階の投書箱からお寄せください。
回答は、文書(郵送)、Eメールなどで行います。匿名や氏名、住所が不明確な場合、特定の個人や団体を誹謗・中傷する内容などには回答できませんのでご了承ください。
◎詳しくは、区長への手紙HPをご覧ください。



区長への手紙▶

区政への提案

満18歳以上で区内に在住、在勤、在学の皆さんから区民福祉や行政サービスの向上などにつながる提案をいただき、その内容を区政に生かしていく制度です。
提案は、創意工夫に基づく建設的な内容で、具体的に記載されたものに限りです。
区HPから専用入力フォームを利用して投稿する、または、区施設の窓

口などで配布している専用の提案書に記載し郵送してください。
いただいた提案は、実現の可能性、既存事業との関係性、費用対効果、効率性などについて調査検討を行い、その結果を区HPおよび「区のおしらせ ちゅうおう」で公表します。
◎詳しくは、区政への提案HPをご覧ください。専用の提案書用紙をダウンロードすることもできます。
☎広報課広聴係
☎(3546)5222
FAX(3546)2095



区政への提案▶

広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」の個別配送

広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」は、毎月1日号(1月1日号を除く)を町会・自治会を通じて、11日・21日号(1月1日号を含む)を新聞折り込みでお届けしています。
新聞を定期購読していないなど、広報紙が届かない区内在住者のうち、次のいずれかに該当し、区施設で入手することが困難な方を対象に個別配送を行っています。
対象
・おおむね65歳以上の方
・障害のある方(障害者手帳をお持ちの方)
申し込み方法
①専用の申込書に必要事項を記入し広報課窓口、郵送、ファクスまたはEで申し込む。

◎申込書は区役所2階広報課、日本橋・月島特別出張所で配布する他、区HPからダウンロードすることもできます。
②電話、はがき、ファクスまたはEに、送付を希望する号(ア:全ての号、イ:1日号のみ、ウ:11日号と21日号)、申し込み理由(ア:高齢のため イ:障害があるため)、住所、氏名・ふりがな、電話番号を記入し☎へ申し込む。
◎いずれの場合も、郵送開始を希望する号の発行日10日前(必着)まで。
☎広報課広報係
☎(3546)5218
FAX(3546)2095
E:koho_01@city.chuo.lg.jp

マンション管理支援システム「すまいるコミュニティ」の提供

中央区都市整備公社では、分譲マンション管理組合の活動を支援するシステムとして、インターネットを利用した会員制ウェブサイト「すまいるコミュニティ」を提供しています。
このシステムは、理事会からのお知らせや通知、総会や工事の予定などのスケジュールの表示、議事録などの資料の保管、居住者に対するアンケート調査など多くの機能を備えています。
また、居住者間のコミュニケーションなどを活性化するための機能も備えています。
利用条件
・マンションの所在地が区内であること

・「すまいるコミュニティ」の利用に関し理事会などの承認を得ていること
・マンション管理組合は、利用者の登録や削除、ログインIDの管理を行うこと
・「すまいるコミュニティ」に保管されたデータや書き込まれたコメントなどについて、管理組合が責任を持って管理すること
・利用規約を順守すること
申し込み方法
マンション管理組合から申し込み、利用団体としての登録が必要です。登録を希望する場合は、問い合わせを。
☎中央区都市整備公社
☎(3561)5191



中央区テレビ・ラジオ広報番組

テレビ広報番組
区政情報や区内イベントなどを紹介する「定例番組」(日～金曜日)を週替わりで、区内の文化財や歴史、区政の振り返りなど1つのテーマを詳しく紹介する「企画番組」(土曜日)を月替わりで放送しています。
ラジオ広報番組
中央区からのお知らせ(月～金曜日放送、毎日更新)
広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」をお届けしています。
ウィークリー声の架け橋(毎日放送、毎週水曜日更新)
老舗の店主や職人、区内で活動するサークルのメンバー、イベントに参加する方々など皆さんの声をお届け

する番組
共通
放送時間などについては、10・11面欄外をご覧ください。
番組に対する意見などの募集
より良い番組づくりに向けて皆さんからのご意見・ご要望をお寄せください。
応募方法
住所・氏名・年齢・電話番号などの連絡先を明記の上、郵送、ファクスまたはEから応募
☎広報課広報係
☎(3546)5218
FAX(3546)2095
E:koho_01@city.chuo.lg.jp

中央区立晴海地域交流センター(令和5年10月開設)愛称名決定

愛称名の募集にたくさんのご応募ありがとうございました。194件のご応募の中から、愛称名を決定しました。

愛称名 「はるみらい」

決定理由

「晴海の輝く未来、皆さんに愛される施設になってほしい」という思いが込められており、新しく開設する本施設にふさわしく、親しみをもてる愛称名であるため。

☎地域振興課地域交流施設担当 ☎(6281)5066